

議案第 6 4 号

筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

筑西市附属機関に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中「農業委員会委員候補者選考委員会」を「農業委員会委員等候補者選考委員会」に、「候補者を選定」を「候補者を選考」に改め、同表に次の 1 項を加える。

3 筑西市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の附属機関

附属機関	担任する事項
農業委員会委員等候補者選考委員会	農業委員会等に関する法律第 1 7 条第 1 項の規定による筑西市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する事その他農業委員会が別に定める事項について、農業委員会の諮問に応じて調査又は審議をし、当該委員として農業委員会が委嘱する候補者を選考のうえ、農業委員会に報告すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第２第５項の表中「農業委員会委員候補者選考委員会」を「農業委員会委員等候補者選考委員会」に改める。